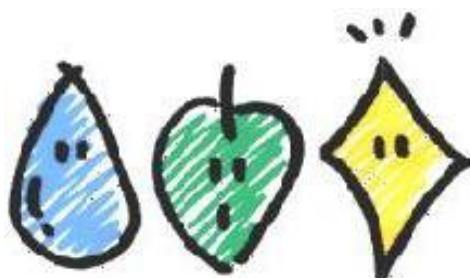


須恵町 下水道排水設備

(工事責任技術者)
指定工事店

申請書類（新規・更新・変更）様式



須恵町役場 上下水道課

須恵町下水道排水設備 工事責任技術者・指定工事店 申請書類様式

- 目 次 -

排水設備工事責任技術者・排水設備指定工事店登録受付について………	1
○ 下水道排水設備責任技術者登録(新規・更新・変更)	
下水道排水設備工事責任技術者登録申請必要書類リスト……………	2
様式第7号 責任技術者登録申請書(新規・更新)……………	3
様式第9号 責任技術者(住所・氏名・勤務先)異動届……………	4
○ 下水道排水設備指定工事店指定申請(新規・更新)	
下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類リスト(新規・更新)…	5
様式第1号 下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新)…	6
様式第1号-2 営業所の平面図及び付近見取図……………	7
様式第2号 専属責任技術者名簿(新規・解除)……………	8
別紙1 経歴書 ………………	9
別紙2 工事機材調書……………	10
別紙3 使用印鑑届……………	11
○ 下水道排水設備指定工事店指定申請(変更)	
下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類リスト(変更)…	12
様式第6号 指定工事店異動届……………	13
様式第2号 専属責任技術者名簿(新規・解除)……………	14
○ 諸注意	
須恵町排水設備工事等についての諸注意……………	15

●下水道排水設備工事責任技術者登録受付

期間：令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金)
(ただし土日祝日は除きます)

- ・責任技術者証発行手数料：2,000円が必要です。

※条例改正により令和2年4月1日より手数料が変更になっています。

- ・下水道排水設備工事責任技術者証は下記の期間に交付いたします。
令和8年2月20日(金)～令和8年2月27日(金)
(ただし土日祝日は除きます)

- 新しい技術者証受け取りには、領収書または領収書の写しが必要です。
- 本人が受け取りに来庁できない場合は、委任状が必要です(様式は任意)。
- 提出書類については、2ページを参照してください。
- 須恵町下水道事業排水設備指定工事店規程を参照してください。

●下水道排水設備指定工事店登録受付

期間：令和8年3月2日(月)～令和8年3月13日(金)
(ただし土日は除きます)

- ・登録手数料：5,000円及び指定工事店証発行手数料：2,000円が必要です。

※条例改正により令和2年4月1日より手数料が変更になっています。

- ・下水道排水設備指定工事店証は、下記の期間に交付いたします。

令和8年3月23日(月)～令和8年3月27日(金)
(ただし土日は除きます)

- 新しい指定工事店証受け取りには、領収書または領収書の写しが必要です。
- 本人が、受け取りに来庁できない場合は、委任状が必要です(様式は任意)。
- 提出書類については、5ページを参照してください。
- 須恵町下水道事業排水設備指定工事店規程を参照してください。

下水道排水設備工事責任技術者登録申請必要書類

(新規・更新)

有効期間 5年

必 要 書 類	新規	更新	備 考
責任技術者登録申請書 (新規・更新) (様式第7号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
住民票記載事項証明書又は 住民票(原本)	<input type="radio"/>		
身分証明書(原本) (本籍の市町村で発行)	<input type="radio"/>		
証明写真(裏面に氏名を記入)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの 縦3.0cm×横2.5cm(2枚)
責任技術者試験合格証(写し) 又は福岡県内の他の市町村が 発行した責任技術者証(写し)	<input type="radio"/>		福岡県内の他の市町村で現に責任技術者として登録されている方のうち、令和7年度に更新講習会を受講した方は更新講習修了証の写しが必要です。
更新講習修了証(写し)		<input type="radio"/>	

(変更)

必 要 書 類	必要数	備 考
責任技術者異動届 (様式第9号)	1部	住所・氏名・勤務先変更の場合には、直ちに提出すること。
住民票記載事項証明書又は 住民票(原本)	1部	
責任技術者証(写し)	1部	
証明写真(裏面に氏名を記入)	2枚	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの。 縦3.0cm×横2.5cm

年　月　日

責任技術者登録申請書（新規・更新）

須 恵 町 長 殿

申 請 者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年月日生
	住所	
	電話番号	
	登録番号 (登録更新者のみ)	第 号
	勤務先	所在地 会社名 電話

[添付書類]

- 1 住民票記載事項証明書又は住民票(原本) (新規の場合)
- 2 身分証明書(本籍の市町村で発行)(原本) (新規の場合)
- 3 写真(最近3カ月以内に撮影した上半身のもの、縦3.0cm×横2.5cm) 2枚
- 4 責任技術者試験合格証(写し)又は福岡県内の他の市町村が発行した責任技術者証(写し) (新規の場合)
- 5 更新講習受講修了証(写し) (更新の場合)

年 月 日

住 所
責任技術者 氏 名 異動届
勤 務 先

須 恵 町 長 殿

登録番号 第 一 号
氏 名

新 住 所	〒		
電話番号	()		
旧 住 所	〒		
電話番号	()		
ふりがな 新氏名		ふりがな 旧氏名	
新勤務先	名 称	前勤務先	名 称
	所在地		所在地
工 事 店 登録番号	第 号	工 事 店 登録番号	第 号

[添付書類]

氏名及び住所又は住居表示の変更の場合

- ① 住民票記載事項証明書又は住民票(原本) ②責任技術者証(写し)
- ③ 写真(最近3カ月以内に撮影した上半身のもの、縦3.0cm×横2.5cm) 2枚

下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類

(新規・更新)

有効期間 5年

必 要 書 類	法 人	個 人	備 考
下水道排水設備指定工事店指定申請書 (様式第1号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印鑑欄には、契約等に使用する印鑑を押印
住民票記載事項証明書又は住民票 (原本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請者(代表者)のもの
身分証明書(原本) (本籍の市町村で発行)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請者(代表者)のもの
経歴書(別紙1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	下水道工事に関する経歴を記入 (職歴が長期に亘る場合は、現在から遡って記入)
商業登記簿謄本 (または現在事項全部証明書)	<input type="radio"/>	—	個人は不要 (会社の新設等による事情で財務諸表がない場合は前年度分の確定申告の写し)
定款(写し)	<input type="radio"/>	—	
財務諸表	<input type="radio"/>	—	
工事機材調書(別紙2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事の施工に必要な設備及び機械、器具を有していることを証する書類。
市町村納税証明書(原本) (市町村税の滞納がないことの証明)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	会社(個人は申請者)のもの
営業所の平面図及び付近見取図 (様式第1号-2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	平面図:間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入 付近見取図:最寄の駅から主な目標を入れて分かりやすく記入
写真	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の写真是外部及び内部の状態がわかるものを数枚
専属責任技術者名簿(様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
須恵町排水設備工事責任技術者証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
雇用保険被保険者資格取得確認通知書(写し)	<input type="radio"/> いずれか一通	—	会社との雇用関係を証明できるもの
雇用保険料領収書(写し)			
従業員全員の賃金台帳(写し)			
源泉徴収簿			
所得税納付額領収書(写し)			
使用印鑑届(別紙3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	排水設備行為確認申請書及び、その他須恵町に提出する書類に使用する印鑑

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・更新)

須恵町長殿

申 請 業 者	ふりがな		
	商号		
	ふりがな		
	代表者住所・氏名	〒一	印
	ふりがな	TEL ()	
	営業所所在地	〒一	

〔添付書類〕

- 1 住民票記載事項証明書又は住民票(原本)
- 2 身分証明書(原本) (本籍の市町村で発行)
- 3 申請者(法人の場合は代表者)の経歴書
- 4 法人の場合は、商業登記簿謄本(原本)及び定款(写し)並びに財務諸表
- 5 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類 (工事機材調書) (別紙2)
- 6 市町村納税証明書(原本) (市町村税の滞納がないことを証明できるもの)
- 7 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (様式第1号-2)
- 8 専属責任技術者名簿 (様式第2号) 法人の場合は、会社との雇用関係を証明できる書類を添付
- 9 使用印鑑届 (別紙3)

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積

m²

付近見取図

線

駅下車 バス・徒歩

分

- (注)
- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるものを数枚。
 - 2 平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入すること。
 - 3 付近見取図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・解除）

須 恵 町 長 殿

指定（登録）番号 第 号
商 号
営業所所在地
電 話 ()
代表者氏名

[添付書類]

- 1 責任技術者証(写し)
2 専属を証明できるものとして、下記のうちいずれか一つ
① 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は保険料領収書(写し)
② 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿又は所得税納付額領収書(写し)

經 歷 書 (個人・法人)

※「氏名・生年月日・住所」は個人の場合のみ記載

ふりがな			
氏名		生年月日	大・昭・平 年　月　日
住所	〒		

工事機材調書

品名		数量	品名		数量
土 工 具	スコップ (剣先)	丁	保安用具	セーフティコーン	個
	スコップ (角)	丁		保安灯	個
	ツルハシ	台		工事用看板	個
	電気ドリル・ピック	台	その他の 工具	箱尺 (2m以上)	本
	プレートランマー	台		製図道具	式
	一輪車	台		測量器	式
	水中ポンプ	台		カメラ (ストロボ付)	台
	大ハンマー (10ポンド程度)	丁		自動車 (貨物)	台
左 官 用 具	練 箱	個			
	金こて	丁			
	木こて	丁			
	タイルこて	丁			
	練スコップ	丁			
資 材 類	VU管 (100mm)	本			
	VU管 (75mm)	本			
	污水栓	組			
	雨水栓	組			
	VU管継手 (100mm)	個			
	VU管継手 (75mm)	個			

使 用 印 鑑 届



上記の印鑑は、排水設備行為確認申請書及び、その他須恵町に提出する書類に
使用したいので届け出ます。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

氏 名

下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類

(変更)

必 要 書 類		法 人	個 人	備 考
変更事項	必 要 書 類			
指定工事店異動届	(様式第6号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印鑑欄には、契約等に使用する印鑑を押印すること。
商 号	商業登記簿謄本(原本)	<input type="radio"/>	—	
	指定工事店証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	専属者の責任技術者証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
氏 名 (代 表 者)	商業登記簿謄本(原本)	<input type="radio"/>	—	
	指定工事店証(原本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	経歴書(別紙1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	住民票記載事項証明書又は住民票(原本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請者(代表者)のもの
責 技 術 任 者	身分証明書(本籍の市町村で発行)(原本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請者(代表者)のもの
	専属責任技術者名簿(様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	専属責任技術者証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
住 居 表 示	住民票記載事項証明書(原本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	住居表示変更通知書(原本)	<input type="radio"/> いずれ か一通	<input type="radio"/> いずれ か一通	
	商業登記簿謄本(原本)		—	
	指定工事店証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
電 番 話 号	—	—	—	
営 業 所 移 転	営業所の平面図及び付近見取図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第1号—2
	写真	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の写真是外部及び内部の状態がわかるものを数枚
	商業登記簿謄本(原本)	<input type="radio"/>	—	
	指定工事店証(写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	固定資産物件証明書(原本)(名寄帳)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	建物登記簿謄本(原本)	<input type="radio"/> いずれ か一通	<input type="radio"/> いずれ か一通	
営 業 所 (仮) 移 転	賃貸借契約書(写し)	<input type="radio"/> いずれ か一通	<input type="radio"/> いずれ か一通	
	営業所の平面図及び付近見取図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	写真	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の写真是外部及び内部の状態がわかるものを数枚
	商業登記簿謄本(原本)	<input type="radio"/>	—	
	固定資産物件証明書(原本)(名寄帳)	<input type="radio"/> いずれ か一通	<input type="radio"/> いずれ か一通	
	賃貸借契約書(写し)	<input type="radio"/> いずれ か一通	<input type="radio"/> いずれ か一通	

年 月 日

指定工事店異動届

須 恵 町 長 殿

指定(登録)番号 第 一 号

指定工事店(商号)

代表者氏名

異動事項	新	旧
ふりがな		
商号 (組織)		
	添付書類 商業登記簿謄本(原本)(法人)・指定工事店証(写)・専属者の責任技術者証(写)	
ふりがな		
氏名 (代表者)		
	添付書類 商業登記簿謄本(原本)(法人)・指定工事店証(写)・経歴書・身分証明書(原本) (本籍の市町村で発行)	
ふりがな		
責任技術者		
	添付書類 専属責任技術者名簿・専属者の責任技術者証(写)	
住居表示	〒	〒
	添付書類 住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書(原本)、(商業登記簿謄本でも可)・指定工事店証(写)	
電話番号		
	添付書類 なし	
営業所移転	〒	〒
	添付書類 営業所の平面図・付近見取図及び写真・商業登記簿謄本(原本)(法人)・指定工事店証(写)・固定資産物件証明書(原本)(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書(写)	
営業所(仮)移転	〒	〒
	添付書類 営業所の平面図・付近見取図及び写真・固定資産物件証明書(原本)(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書(写)	

年 月 日

專屬責任技術者名簿（新規・解除）

須 恵 町 長 殿

指定（登録）番号 第 号
商 号
営業所所在地
電 話 ()
代表者氏名

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証(写し)
2 専属を証明できるものとして、下記のうちいずれか一つ
① 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は保険料領収書(写し)
② 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿又は所得税納付額領収書(写し)

須恵町排水設備工事等についての諸注意

1. 排水設備確認申請書について

- (1) 工事着工前に余裕をもって申請すること。
- (2) 記入漏れや間違いないこと。(申請日・工期・排水人口・工事場所等の記入漏れや間違が多い。)
- (3) 汚水系統 ⇒ 赤色 雨水系統 ⇒ 青色・放流先の明記(側溝・水路等)
新設 ⇒ 実線(—) 既設 ⇒ 破線(---) 将来計画 ⇒ 一点鎖線(- - - -)
- (4) 公共枠の位置、道路種別(町道・県道・私道等)の明記すること。
- (5) 完了届、使用開始届は工事完了後速やかに提出すること。完了予定日が止むを得ず大幅に遅れる時は、担当者に報告すること。
- (6) 完了届提出時の宅内工事写真は原則不要とする。ただし、水洗便所改造奨励金交付申請対象が 2箇所以上の場合は、便器等の着工前・着工後の写真を添付すること。
- (7) 確認申請書等は必ず責任技術者が提出すること。
- (8) 水洗便所改造工事内容内訳書もしくは見積書のコピーに施主が押印したものを添付すること。(工事の内容・金額等について施主にきちんと説明すること。)

2. 排水設備工事について

- (1)便所の取出しの枠については「段差付Y」(YS)を使用すること。
- (2)複数の器具(3つ以上)をトラップ枠に接続する場合、トラップ掃除口は最低¢75以上とすること。
(新築は、単独で接続を行うこと。)
- (3)塩ビ製小口径汚水枠の深さに対する枠内径は、深 800mmまで内径 150mm・深 801mm以上は内径 200mmとする。
ドロップ枠については、上流側の管底の深さを基準とする。
- (4)排水管の管径に応じた勾配を確実にとること。縦断勾配で枠高を記入すること。
φ100:2%以上 φ125:1.7%以上 φ150:1.5%以上 φ200:1.2%以上
- (5)不必要になった既設管等は、なんらかの処置をしておくこと。(キャップ止など)
- (6)公共枠と宅内配管との接続は漏水等がないよう、十分注意すること。
- (7)屋外にある足洗い場・集合住宅のごみ置き場等については、屋根の有無(雨水が進入するかどうか)によって下水と雨水のどちらに接続するか決まるので注意すること。不明な場合は、下水道係に相談すること。(大幅な変更等は事前に協議)
- (8)壁から3m以内のところに¢150以上の小口径汚水枠を設けること。(ビル等は除く)
- (9)施工する建物の使用水(上水道・井戸水・上水道井戸併用)を把握しておくこと。
- (10)必ず分流式で施工すること。誤接は、絶対ないように注意すること。
- (11)完了検査までに、施工後の自主検査・図面の整備を行うこと。
- (12)既設公共枠に接続する際は、必ず勾配等基準を守り宅地の地盤高などを考え計画すること。それでも基準を守れない場合は、自費工事にて公共枠等、再度設置すること。
- (13)前面道路等の本管よりも深く設計されないよう、勾配等基準を守り宅地の地盤高などを考え計画すること。
- (14)直線部分の塩ビ製小口径汚水枠については、管径の 120 倍以下毎に設置すること。

3. 完了検査・その他の注意事項

- (1) 検査日は、週一回の木曜日・検査日時は、検査官が定め指定工事店へ電話連絡を行い、施主への検査日時の連絡は、必ず指定工事店から行うこと。
- (2) 検査日には、時間厳守のうえ責任技術者の立会い(責任技術者証の携帯)・施主の立会いのもと、受検すること。(原則として委任状は認めない)
- (3) 施主の都合上、検査日時等の変更が生じた場合は、検査官と打合せを行い再度、施主へ連絡すること。
- (4) 再検査の場合、早急に手直し・図面の訂正を行い、検査官に連絡をとり再受検すること。
- (5) 融資あっせん・改造奨励金等の制度についてよく理解・把握し、施主に対して説明できるようにしておくこと。
- (6) 不明な点等は、下水道係に確認すること。

●連絡先 須恵町役場 上下水道課 下水道係 TEL 092-932-1151 (内線 266) FAX 092-931-1827